

資料 2

気仙沼市東日本大震災遺構検討会議要綱

(設置)

第1条 東日本大震災により被災した旧気仙沼向洋高等学校の本市の震災遺構としての保存及び活用方法並びに当該学校周辺の地域資源活用方法及び市内外の関連施設との連携に関して、有識者及び関係者による専門的見地からの検討を行うため、気仙沼市東日本大震災遺構検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 旧気仙沼向洋高校の本市の震災遺構としての保存及び活用方法に関すること。
- (2) 地域資源を活用した旧気仙沼向洋高校周辺の地域及び市内外の関連施設との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、震災遺構に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体又は私的団体の役職員及び構成員
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(代表及び副代表)

第4条 会議に代表及び副代表を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 代表は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 代表に事故があるときは、副代表がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、代表が招集する。

- 2 代表は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、震災復興・企画部震災復興・企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、代表者が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月24日から実施する。